

令和4年度 第7回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和4年10月25日

令和4年度 第7回定例総会議事録

1. 日 時 令和4年10月25日 午後1時28分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員会 (24名)

(柏原地域)	1番 古倉 一郎	2番 矢本 規夫		
(氷上地域)	3番 芦田 義彦	4番 足立 正典	5番 金子 隆司	
	6番 徳田 義信	7番 山本 浩子	8番 足立 康裕	
(青垣地域)	9番 足立 篤夫	10番 足立 俊哉	11番 足立 信昭	
(春日地域)	12番 臼井 光茂	13番 荻野 隆太郎	14番 近藤 眞治	
	15番 田川 良一	16番 婦木 克則		
(山南地域)	17番 岸本 好量	18番 田中 耕作	19番 野垣 克巳	
	20番 和田 憲治			
(市島地域)	21番 荒木 嘉信	22番 杉山 重利	23番 高見 由行	
	24番 橋本 慎司			

○欠席委員 (0名)

○事務局 (3名)

4. 議事

- 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第 4 号 農地転用許可条件の変更申請承認について (第5条)
- 議案第 5 号 非農地証明願承認について
- 議案第 6 号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて
(下限面積の設定)
- 議案第 7 号 地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)
- 議案第 8 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)
- 報告第 1 号 農地の形状変更届について
- 報告第 2 号 農地法施行規則該当転用届について
- 報告第 3 号 公共工事の届出について
- 報告第 4 号 認定電気通信事業者による届出について
- 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について (別冊)

5. 協議事項

- 協議第 1 号 令和5年度丹波市の農業振興施策に関する意見について (別冊)

6. 閉会

1. 開会

○議長 皆さん、御苦労さまです。若干時間は早いですが、皆さんお集まりですので、会議を始めたいと思います。

ただいまより、令和4年度丹波市農業委員会第7回定例総会を開催いたします。

初めに、岸本会長より、御挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

○岸本好量会長 (会長あいさつ)

○議長 ありがとうございます。

事務局から、会議の開催について、報告をお願いします。

○事務局 本日の定例総会は24人全員の委員の出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

○議長 ありがとうございます。

3. 議事録署名委員の指名

○議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日の録署名委員は、議席番号20番、和田委員、議席番号21番、荒木委員、両委員、よろしくをお願いいたします。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をお願いいたします。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号29番 ～

～ 議案第1号 使用貸借権設定 番号1番 ～

～ 報告第2号 番号1番、番号2番 ～

○議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号1番～番号6番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番から番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番と番号2番は、畦畔を真っすぐにして、耕作の利便性を上げるための申請です。合わせて説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。図面は7ページに示しております。

番号1番の譲受人は、かなりの高齢でございますが、現在、息子さん家族が耕作されており、

引き続き耕作するという意思の確認をしております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号3番については、譲受人の同居の息子さんが農業をやるということで、規模拡大を目指しておられます。ちなみに番号4番、番号5番は、この息子さんの申請になります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号4番と番号5番は、先ほども申し上げましたが、規模拡大のための申請です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号6番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は9ページに示しています。

譲渡人の孫が、同じ敷地内で後に説明します5条の申請もされており、分筆して、農地として使用されると聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 誓約書、ちょっと聞きそびれたかも分かんのですけども。

○議長 番号1番の誓約書について。

○委員 すいませんでした。朗読します。

令和4年9月26日付け農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり、農地法のとおり早急に申請手続きを履行することを誓約いたします。また周辺土地の農業上の利用の確保及び関係人の利益を考慮して、必要のある場合は、違反を是正するため、必要な措置を取られても異議ありません。

ということで、3筆の現況山林になっている畑があるということで、後日非農地証明を出すという誓約書でございます。

以上です。すいませんでした。

○議長 よろしいでしょうか。

番号1番について、ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。
番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。
番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。
番号4番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。
番号5番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。
番号6番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号7番～番号11番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

申請の農地は、進入路がありませんが、昨年購入された隣接農地から進入することができま

す。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号8番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番は、経営規模の拡大を目的とした農地の取得となります。図面は11ページに示しております。

譲受人は、皆さん御存じの方もいらっしゃると思いますが、前の任期で、推進委員として活動されておられた方です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 番号10番を、議席番号○番の○○が説明をします。

番号10番は、農地を売買により購入し、経営規模を拡大したいというもので、13ページに図面を添付しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

よろしく御審議いただきますよう、申し上げます。

○委員 番号11番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号11番は、利用権設定により耕作していた農地を、売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。
番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。
番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可すべきものと決定いたします。
番号10番について、質問、意見等はございませんか。

すいません、〇〇委員。

○委員 すいません。これは、何を植えられるんですか。

○委員 栗とお茶です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号10番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可すべきものと決定いたします。
番号11番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号11番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号12番、番号13番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号12番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号12番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は15ページにつけております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしているこ

とを確認しております。

続いて、番号13番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号13番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は16ページにつけております。

地域委員会といたしましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

どうかよろしく御審議のほど、お願いします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号12番について、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 この右側の白い四角。

○議長 すいません。〇〇委員。

○委員 すいません。

○委員 今、〇〇さんと違うんですけど、これ番地が一緒なんで、生前贈与違うんですか。売買ですか。

○委員 生前贈与ですね。

○委員 生前贈与です。

○委員 ですね。

○委員 はい。

○議長 親子間で贈与ということですか。よろしいですか。

○委員 そうです。

○委員 すいません。

○議長 よろしいでしょうか。はい。

では〇〇委員。

○委員 申請地の右側の白い部分。これ何か建物が何か建つとるんですか。

○委員 この白いところは、作業場及び倉庫。

○議長 よろしいでしょうか。

ほかに12番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号12番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号12番は、許可すべきものと決定いたします。

番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号13番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号13番は、許可すべきものと決定いたします。

春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号14番～番号19番、報告第2号、番号1番、番号2番、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会からの報告ですが、まず番号14番、番号15番について、報告をお願いいたします。

○委員 番号14番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号14番につきましては、農地を売買により取得し、規模を拡大したいということでございます。図面は、17ページに示しております。

この土地につきましても、〇番〇は、これが畑となっておりますので、現況栗を植えると。現在も若干栗が植わっておりますが、果樹ということでございます。

それから、もう1つの番地につきましては、これは、前、利用権が、ほかの方についておまして、これをまた再度、取得をするということでございます。

春日地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続いて、番号15番につきましても、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号15番につきましては、これも農地を売買によって取得し、経営規模を拡大したいということでございます。図面は17ページに示しております。

これにつきましては、前は畑ということで果樹を植えられてございましたので、今後も果樹ということでいかれます。

この方も年齢的に80歳ということでございますけども、農業を、これからもやっていきたいということでございます。

春日地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告をいただきました。

番号14番について、質問、意見等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 前にこの方、〇〇で耕作放棄地のような、草がたくさん生えているというような報告を受けて、取下げになったことがあったかと思うのですが、今回の確認はどういうふうか。

○議長 はい。春日地域委員会から回答をお願いします。

○委員 〇〇のことですね。今、現地の方の維持管理をされていまして、それなりにきちっと管理されています。春日地域委員会としても、現地を見たりして、一応現状も確認しております。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号14番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号14番は、許可すべきものと決定いたします。

番号15番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号15番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号15番は、許可すべきものと決定いたします。

番号16番について、春日地域委員会から確認報告をお願いします。関連の79ページについてもお願いします。

○委員 番号16番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号16番は、農地を贈与で取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は18ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

それから79ページの番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、所有権移動申請の農地に、既に農業用駐車場を造成したというもので、図面は同じく18ページに示しております。

そこへ入るための進入路も兼ねております。もちろんこの案件には、始末書が添付されていきますので、朗読させていただきます。

「このほど本件、農地所有者、〇〇さんより農地を譲り受けることとなり、農地法第3条許可申請を提出する運びとなっておりますが、許可を受ける前に、農地の一部を農業用駐車場として転用工事をいたしました。

本来であれば、農業用施設等届出が必要であることを知らずに行ったもので、今後は二度とこのようなことのないよう、農地法を厳守いたしますので、どうか御理解賜りますよう、お願い申し上げます。

今般、農地法施行規則第29条第1項に規定する農業用施設等の転用届出をするに当たり、この始末書を加えさせていただきます。」ということです。

なお、農地を転用するについての誓約書、また自治会と転用同意書等、そのほかにも宅地等転用同意書も添付されております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

春日地域委員会から、番号16番について、確認報告が終わりました。

この番号16番、並びに関連の79ページの番号1番につきまして、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

○委員 備考のところに始末書ってということが入っていないと思うのですが、今の報告では始末書の報告をいただきました。備考のところに始末書っていうことを書く必要がないのですか。

○議長 79ページの番号1番の備考に始末書添付を記載していますので。

○委員 分かりました。

○議長 79ページの番号1番について、御承知おきください。よろしいですか。

番号17番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 この番号17番と、並びに併議案件、32ページの番号1番、下限面積に関するところですが、これに関連しますので、併議案件とさせていただきます。

それでは春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号17番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号17番は、売買により農地を取得し、経営規模を拡大したいというもので、19ページに地図をつけております。

この議案に記載のとおり、申請人の耕作面積が下限面積に至っておりません。32ページの第3条使用貸借権設定申請を同時に出されておりまして、これを含めて下限面積の達成となります。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号17番、並びに32ページの番号1番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番、並びに32ページの番号1番につきまして、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番、並びに32ページの番号1番につきまして、許可すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、番号18番、関連の79ページの番号2番、それから番号19番について、春

日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号18番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号18番は、農地を売買により取得し、農業を開始したいというものです。図面は20ページに示しております。

譲受人は、20ページの左上にある拠点を購入し、20ページの地図を見ていただいたいのですが、拠点の住宅を購入し、家族で移住して、農業を開始しようとするものです。既に自治会とのマッチングもされております。

2年間、〇〇の農業法人にて果樹栽培の研修を受けておられ、今回の申請地に、イチジク、ブドウ、ブルーベリーなどを栽培していこうというものです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 関連も。

○委員 議案書79ページを御覧ください。番号2番に、該当転用届が出ております。

今回の農地の中に、以前の所有者が農具小屋を設置しておりまして、今回そのまま農具小屋として利用していこうとするものです。その旨の経過書も添付され、申請されております。合わせてよろしく申し上げます。

20ページの図面を御覧ください。今申し上げた2アールの案件は、この図面の下に右の真っ黒のべた塗りしてある部分が、ここに農具小屋が建っております。

先ほど説明しましたこの方の拠点については、この図面の上のほう、左側、ちょっと下に「拠点」という文字が入っておりますが、そこを購入して、これだけの印が入っている3条のここ全部購入して、耕作しようというものです。

○議長 番号19番。

○委員 番号19番を、議席番号〇の番〇〇が説明します。

番号19番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページにお示ししております。

譲受人は、既に隣接の居宅等を取得し、利用権を設定することで、営農を開始しております。今回もここを拠点に、3条を申請しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず番号18番、並びに79ページの番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号18番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号18番は、許可すべきものと決定いたします。
並びに関連の79ページの番号2番につきまして、御承知おきください。
番号19番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号19番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号19番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号20番～番号26番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 それでは番号20番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号20番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 続いて、番号21番と番号22番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号21番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、23ページに図面は示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号22番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、24ページに図面は示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 続いて、番号23番から番号26番まで、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号23番、番号24番は関連性がありますので、一緒に説明させていただきます。

番号23番、番号24番は、農地を交換するための申請でございます。図面は25、26ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号25番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は27

ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号26番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は28ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号20番について、質問、意見等はございませんか。

はい、〇〇委員。

○委員 20番です。この案件に限ったことじゃないのですが、譲受人が、これは恐らく御夫婦か同一世帯であろうかと思えますけども、共有で持つことには何か問題ないんでしょうか。

○議長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局でございます。

まず、譲受人の関係性ですけども、御夫婦でございます。

共有で持たれることについて、何か問題はあるかという点ですが、適正に管理がされれば特に問題はないと考えております。

○委員 例えば同一世帯じゃない場合は、どうですか。

○事務局 同一世帯でない場合に関しましても、適正に管理ができるかどうかというところで、判定はすることになるかと思えます。

○委員 すいません。そのときの耕作面積はどういうふうに、下限面積の判断は。

○事務局 事務局でございます。

共有名義ということになりますので、複数の方ということになるかと思えます。それぞれで下限面積を満たすかどうかというところを判定すると、いうことになってくるかと思えます。

○委員 仮に3人共有であれば、3人が3人とも下限面積をクリアしてなかったらあかんということですか。

○事務局 過去にもそういう御質問をいただいたかと思えます。

場所によって10アール、30アール、それぞれ下限面積はありますが、それぞれで判定するということになります。

○委員 だから、それぞれに全員がクリアせないかんのか、合計でクリアしたらええのか。

○事務局 今の御質問ですけども、全員でクリアしたらいいのか、それともそれぞれでクリアするのかという点ですけども、譲受人が例えば10人の場合と2人の場合によって、下限面積が変わってくるということになってしまいますので、譲受人の各人で、下限面積を満たすかどうかという判定が必要ということになっています。結果、譲受人さんそれぞれで満たしていただく必要があるとなっています。

○委員 10人いた場合は、農振農用地やったらそれもそれぞれで下限面積が必要になるのか。

○議長 農地を所有しようとする場合、それぞれに下限面積は必要ですよ、そういう判断。やっ

たら、その前、例えば御夫婦であれば、お父さんに、別々ということであれば、もうそれぞれやっていくし、時と場合による。農地を所有するという条件として、下限面積は必要です。ということになるということから言うと、それぞれのっていう形になろうかというふうに判断します。

よろしいでしょうか。次もよろしいでしょうか。

ほかに20番について、質問、意見等はありませんか。よろしいですか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号20番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号20番は、許可すべきものと決定いたします。

番号21番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は、許可すべきものと決定いたします。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

番号25番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号25番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号25番は、許可すべきものと決定いたします。
番号26番について、質問、意見等がございませんか。
(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。
番号26番について、許可することとしてよろしいですか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号26番は、許可すべきものと決定いたします。
次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号27番～番号29番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。
市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号27番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。
番号27番は、農地と宅地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は29ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、〇番〇、〇番〇ともに野菜を栽培され、下限面積については、拠点から約200メートルに位置する農地を、利用権設定で確保されています。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員 続いて番号28番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号28番は、農地を所有権移転により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は30ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

誓約書が添付されておりますので、読み上げます。

この譲渡人のほうで、耕作地を確認したところ、一部の地目に宅地がありまして、それについての誓約書になります。

「令和4年10月3日付け、農地法第3条の申請をするに当たり、確認した未申請の転用農地について、次のとおり農地法を守り早急に是正し申請手続を履行することを誓約いたします。

また、周辺土地の農業上の利用の確保及び関係人の利益を考慮して必要のある場合は、違反を是正するため必要な措置を取られても異議ありません。」ということです。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続いて、番号29番も、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号29番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は31ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、下限面積及び地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

この図面には、進入路が記入されていませんが、譲受人は、既に手前の土地のほうを耕作しておりまして、続いて奥も耕作して、合わせてやっていくということです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号27番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号27番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号27番は、許可すべきものと決定いたします。

番号28番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号28番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号28番は、許可すべきものと決定いたします。

番号29番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号29番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号29番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 番号1番 ～

○議長 34ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番につきましては、これは現在、耕作されておる、現況が畑でございますが、栗園になっております。このところを約1.7メートルかさ上げして、また栗を植えてということでございます。現状はどうしても水はけが悪いような状態でございます、これを改善したいということでございます。

ここにつきましても、春日地域委員会としても、現地を見ております。隣接所有者、地元等の同意も得られており、周辺農地の営農への支障がないと思われまます。

図面につきましては、36ページを見てください。そのような状況でございます。

また転用面積は、事業計画に対しても妥当なものであり、農地法第4条第6項の各号には該

当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 春日地域委員会から確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○委員 すいません。これ目的は何かあるん。

○議長 はい。目的ですね。

○委員 現状ですか。

○委員 転用目的は栗。

○委員 栗。現状が栗でございまして、水はけが悪くて、それを改善して、また同じことの栗と
いうことで、栗を植えていきたいということでございます。

○議長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決
定いたします。

～ 議案第3号 所有権移転 番号1番～番号13番 ～

～ 議案第3号 使用貸借権設定 番号1番 ～

○議長 続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたし
ます。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により一般住宅を建築するための申請でございます。図面は9ページに示
しているとおりでございます。

農地区分は、街区に占める宅地の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判
断されると考えます。

先ほどの3条の番号2番譲受人のお孫さんの住宅です。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま
す。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号に該当せず、い
ずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

番号3番、番号4番については、併議案件とさせていただきます。

○事務局 議案第3号、番号2番～番号8番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、農地の売買により太陽光発電設備のための申請です。図面は10ページに示しています。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であるため、第2種農地と考えます。

地域委員会としては、地元自治会長、農会長、水利組合長の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

今回、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

番号3番、番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番、番号4番は、農地の売買により貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は41、42ページに示しています。

申請人は現在、申請地の東側をローソンの店舗と駐車場として賃貸されています。ところが、トラックの利用が多く、駐車場が狭くなってきたため、新たに駐車場を確保したいというものです。

また、西側にある福電の従業員用の駐車場が申請地とは別のところにあるんですが、そこを別のことに利用したいため、今回の申請地の中に従業員の駐車場を確保したいというものです。

申請農地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にあるため、第3種農地と考えます。

地域委員会としては、自治会長、農会長、水利組合長等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま。

今回、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○委員 番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号5番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は43ページ、44ページに示しております。

申請地の農地区分は、〇〇（鉄道の駅）より300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

この申請は、本社機能が〇〇よりこちらへ移され、現在の駐車場に新しく工場の増設を計画されているとことで、新規の駐車場と、その横の駐車場、その北側の駐車場と利用されて、露天駐車場として利用されるものであります。

駐車台数は、84台が計画されています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、無償により譲り受け、お寺の駐車場として利用するための申請です。図面は45ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超え、69.4パーセントとなるため、第3種農地と判断されると考えます。

地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、現在確認をしましたところ、申請地の一部に農業用の倉庫が建っていたため、経過書が添付されております。内容は、昭和30年頃に、稲木小屋として利用していたもので、駐車場を整備するに当たり、解体撤去をいたしますが、手続きなく利用していたことを深く反省し、今後農地法上の手続きを遵守します、という内容の文書が添付されております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続いて、番号7番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、売買により事務所、倉庫、露天駐車場として利用するための申請です。図面は46ページに示しております。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超え、63.8パーセントとなっているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

また、図面の西側の道路、幅員が3メートルほどあるのですが、その中心点より2メートルを空けてほしいということで、若干、宅地側のほうへ道路が拡張されるというように聞いております。

続いて、番号8番を、同じく議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、売買により露天駐車場として利用するための申請です。図面は47ページに示しています。

申請地の農地区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセントを超え、48.8パーセントとなっているため、第3種農地と判断されると考えます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

また、北側の農地の既存の排水溝がなくなるため、新たに申請地の北側に排水溝を設置されます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

まず番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、番号3番、番号4番について、質問、意見等はございませんか。

御意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 念のためですが、貸露天駐車場なんで、この図面でいう隣接の事業所が借りられるというふうな計画になっているんでしょうか。

○議長 氷上地域委員会からお願いします。

○委員 契約はされています。○○と○○とが契約されています。

○議長 販売店と工場と、両方ですね。その契約書が添付されておるということで、確認いただいておりますということで、よろしいですか。

○委員 はい。

○議長 そういうことです。

ほかに質問はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ないようでしたら、採決をとります。

番号3番、番号4番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番、番号4番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号9番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、譲受人が売買により貸露天駐車場として利用するための申請です。図面は48、49ページに示しております。

譲受人は、令和2年に〇〇より当地に移り住み、飲食業及び地元の農産物の生産・販売業を営んでおり、このたび息子家族が協力するという事で、住居と駐車場を確保する必要ができたために、申請地及び隣接の宅地家屋を購入するというものです。

なお、譲受人と息子との間には、申請地の使用貸借契約書が結ばれております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接かつ農地の集団規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断されると考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続いて、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

番号11番、番号12番、番号13番については、併議案件とさせていただきます。

それではお願いします。

○事務局 議案第3号、番号10番～番号13番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番につきまして、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番につきましては、売買によって、貸露天駐車場及び貸露天資材置場ということで、利用するための申請でございます。図面は、50ページに示しております。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしておりまして、街区の面積に占める宅地面積の割合が40パーセント以上で、55.9パーセントとなっております。第3種農地ということで判断されると考えられます。

それから50ページの図面を見ていただいたら分かりますように、横に〇〇という倉庫が建っております。このお客さん用の貸駐車場及び若干の資材置き場ということで、利用されるということでございます。

隣接所有者、地元等の同意も得られておりまして、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。それから、今後所有されます方につきましては、家がこの斜線の下側の四角いところが、これが住宅地でございます。今回の譲受人の土地でございます。

また、農地転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題ないことを確認しております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 次に、番号11番、番号12番、番号13番、この3つを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

この3つの案件は、売買により取得し、太陽光発電設備をしようとするものです。図面は51、52ページに示しております。

申請地の農地区分は、第1種、第3種に該当しない、その他の農地として、第2種農地と判断します。

隣接所有者、地元自治会等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。造成面積は、4,606平米となり、大規模開発となります。関係する機関とともに調整しておるということでございます。

農地法第5条第2項、各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

図面は、51ページを御覧いただきましたら、1つの小さい谷の右左、全部を農地売買で買

い取って、上流からの水路は右と左手、山伝い両方水が流れるという形になっております。

52ページには、パネルの設置状況平面があります。周辺をフェンスで囲んで、周辺も含めて防草シートも貼ったりして、管理をしていくと。

それから真ん中に縦線が入っておりますが、これも排水用のパイプでして、40センチパイプを半切りにしたものを設置して、排水というところの図面が描かれております。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

あと追加で、パネルの枚数は1,020枚の予定です。

○議長 春日地域委員会からの確認報告をいただきました。

まず番号11番、番号12番、番号13番につきましては、大規模案件のため、事前に調査を行っております。隣接する市島地域委員長から確認報告をお願いいたします。

○委員 10月20日に正副会長、地域委員長、事務局で申請代理人の説明を受けながら、現地確認をいたしました。51ページの図面どおり、山あいであり、周辺農地への悪影響もなく、隣接農地は譲渡人であり、地元説明会も十分されていて、立地条件・環境面とも問題ないと考えます。

○議長 番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、番号11番、番号12番、番号13番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

意見等がないようですので、採決をとります。

番号11番、番号12番、番号13番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号11番、番号12番、番号13番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、53ページ、農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、使用貸借権設定、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

図面は、54ページに示しています。

番号1番は、夫婦間で農地の使用貸借権を設定して、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請地の農地区分は、第1種、第3種に該当しないその他の農地として、第2種農地と判断します。

隣接の住宅などの同意、並びに自治会等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われま

す。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第4号 番号1番 ～

○議長 続きまして、議案第4号、農地転用許可条件の変更申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第4号、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

譲受人が一般住宅を新築するため、相続をした妻名義の土地を、夫に譲り渡し、転用する申請でございました。

そこで、令和〇年〇月〇日付け兵庫県指令丹波(丹農)第〇号をもって、許可のあった農地等の転用許可条件変更の承認を受けるための申請です。図面は57ページに示しております。

権利内容を、所有権移転から使用貸借権設定に変更するものです。変更理由として、資金借入の条件として、妻の土地に夫が建物を建築することとなっているためです。

夫から、転用許可条件変更理由書が提出されています。また、妻から転用許可条件変更申請の権利者同意書も提出されています。また、土地使用貸借契約書第1条から第9条、令和4年10月30日から永年の期間であることも添えて、提出されております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

意見等がないようですので、採決をとります。

議案第4号の番号1番、農地の転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、農地転用許可条件の変更申請承認について、変更承認相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

ここで休憩を取ります。20分まで休憩します。よろしくお願ひします。

(休憩)

(再開)

○議長 すいません。それでは会議を再開いたします。

～ 議案第5号 番号1番～番号10番 ～

○議長 58ページ、議案第5号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、地目変更届のための非農地証明願です。地図は61ページに示しています。

10月14日に現地を確認したところ、現状は墓地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和22年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

この案件については、先月地目認定で、地籍調査の地目認定で、墓地であるという報告をしたところですが、地目変更届を早くやりたいということで、今回の申請に至ったようでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号2番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は62ページに示しております。

10月14日に現地を確認しましたところ、現状は住宅地での欠かせない排水路となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成7年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号3番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は、13ページに示しております。

10月13日に現地を確認したところ、現地は住宅・車庫・庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと思われま

す。また、農地でなくなった時期は昭和53年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号4番～番号6番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は63、64ページに示しております。

10月13日に地域委員会で現地を確認したところ、〇番は山林になっており、また〇番〇は物置と庭になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなったのは、〇番は昭和20年頃からで、〇番〇は昭和57年頃からです。

地元自治会長及び隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 続いて、番号5番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は65ページに示しております。

10月13日に確認をいたしましたところ、現地は山林となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和60年頃からでございます。地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては証明することに問題ないと考えております。

続いて、番号6番も、議席番号○番の○○が説明をします。

番号6番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は66ページに示しております。

10月13日に現地を確認しましたところ、現地は雑種地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断して特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和61年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としましては、証明することに問題はないと考えています。

どうか審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号4番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号7番、番号8番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号7番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は20ページに示しております。20ページの図面を御覧ください。ちょっと分かりにくいのですが、図面の上の左端になります。

10月14日に現地確認したところ、現地は倉庫の一部になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は昭和63年頃で、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員 続いて、番号8番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号8番は、地目変更のための非農地証明願です。地図は21ページにお示ししています。

10月14日に地域委員会で確認いたしましたところ、現地は物置・庭の一部になっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成2年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号、番号9番、番号10番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告ですが、まず番号9番についてのみ、説明をお願いします。

○委員 番号9番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号9番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は67ページに示しています。

10月12日に確認したところ、現地は車庫になっており、農地への復旧は困難であり、周

圃の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成元年頃からで、地元自治会長と近隣者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会から確認報告が終わりました。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号10番ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いします。

(該当委員退席)

○議長 番号10番について、市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号10番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号10番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は68ページに示しております。

10月12日に確認したところ、現状は住宅跡地となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は平成3年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3(2)のウに該当するため、地域委員会としては証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号10番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号10番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号10番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

～ 議案第6号 ～

○議長 69ページ、議案第6号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めること

についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号1番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段の面積設定の依頼を受けたため、平成28年12月21日、空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定に係る取扱いについてに照らし合わせながら現地調査等を行いました。図面は71ページに示しております。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在、何ら耕作されていないが、現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しています。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号の番号1番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

続いて、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号、番号2番朗読。

○議長 事務局説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

丹波市長より、住まいるバンクに付随して売買を希望する農地について、別段の面積設定の依頼を受けたため、平成28年12月21日、空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段の面積設定に係る取扱いについてに照らし合わせながら現地調査等を行いました。図面は72ページです。

結果、農業振興地域の農用地区域外であること、空き家に隣接していること、現在何ら耕作されていないが現況が復旧困難な農地でないこと等を確認しております。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第6号の番号2番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、適当と判断し、別段の面積を提案のとおり定めることとして、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第6号の番号2番、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積を定めることについて、新たに別段の面積を定めることといたします。

～ 議案第7号 ～

○議長 続いて、別冊になります。議案第7号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題とします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第7号朗読。

○議長 それでは、番号1番、番号2番、番号3番とありますが、番号等が混雑するといけませんので、順番に、まず番号1番から、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明させていただきます。

番号1番に関しては、書いてあるこのとおりでした。番号2番も。

○議長 すいません。番号1番だけまずいきます。

○委員 あ、1つずつ。

○議長 番号1番について、山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号1番、地籍調査事業における農地転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番につきましては、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

続きまして、番号2番について、山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番も、こちらが訂正するようなことはございませんでした。

○議長 番号2番について、山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号の番号2番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

続きまして、番号3番について、山南地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号3番におきましては、27ページの9番、この写真のページで言いますとL字なので、44ページ、45ページを御覧になってください。これの9番。10のほうでいきますと、左端の真ん中ぐらいですね。ここが、畑と雑種地になっておりますが、畑と宅地、一部宅地い

う形で、報告させていただきます。

それと、次のページ、28ページの27番、同じくこの27番。今見ていただいたとおり、ちょっとその下に27番ってあるんですけど、これが雑種地となっておるんですけど、畑として訂正させていただきます。

それと、19番。45ページからちょっと川を渡った、堤防、そのすぐ16番の横です。これが、雑種地になっとるんですが、畑。

この3カ所を訂正して、報告させていただきます。

○議長 番号3番について、山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは意見等がないようですので、採決をとります。

議案第7号の番号3番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、9番については、畑・宅地、19番については、畑、27番については畑、それ以外は照会のとおりということで取り扱うことに、異議がないと回答してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第7号の番号3番、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、9番については、畑・宅地、19番については、畑、27番についても畑、それ以外は照会のとおりということで取り扱うことに、異議がないと回答いたします。ありがとうございます。

～ 議案第8号 ～

○議長 続いて、農用地利用集積計画の決定について、これも別冊になります。議案第8号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第8号朗読。

○議長 各地域委員会から報告いただくのですが、まず氷上地域委員会について、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 まず氷上地域委員会から確認報告をお願いします。

○委員 番号1番から番号6番まで、10月13日、氷上地域委員会におきまして確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、決定することに特に意見はありません。

番号5番でございますが、利用権を設定する者のところの住所に拠点がございまして、問題ないということで、確認しております。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございますか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 それでは、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 続いて、青垣地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので、退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは、青垣地域委員会より確認報告をお願いいたします。

○委員 10月13日に、番号7番から番号9番まで、青垣地域委員会で確認をさせていただきました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はございません。

○議長 青垣地域委員会より確認報告が終わりました。
質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。
復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 それでは、春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 去る10月15日に、番号10番から番号16番まで確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 10月12日に、番号17番から番号20番まで確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件

を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号21番から番号23番まで確認いたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありませんが、補足といたしまして、番号21番と番号22番でございますけれども、〇〇さんとなっておりますが、これは〇〇で酪農をされておりましたが、今回法人化され、本社が〇〇にある、〇〇の子会社となりまして、〇〇として、酪農を40頭ほどされます。和牛が3頭、その他37頭でございますけれども、代表取締役の〇〇さんは、この子会社の社員として、事務をつかさどられます。御主人は、車の運転等をされるようでございます。

そのほかに実習生2人、寮生活として従事されるということで、そのほかに野菜作りを、20パーセントほど希望されておるということでございます。

この件につきましては、市島地域委員会で〇〇から説明等をしていただきました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 春日・山南・市島地域における農用地利用集積計画について、確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

春日・山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、春日・山南・市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 続きまして、報告第1号、農地の形状変更届について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 報告第1号、番号1番朗読。

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会、補足説明はございませんか。

○委員 排水の悪い農地でありまして、隣接の農地は客土されており、かさ上げをして畑地として利用したいという目的で、今回7メートルという高さまで盛り上げたいということでございます。要するに3段の盛土になります。作業効率は、良好な農地が同じぐらいの利用可能ということで、下から2段目までについては、果樹を植えられると聞いております。

以上でございます。

○議長 質問等はございませんか。

○委員 すいません。7メートルというのは非常にごつついんですが、この道路が横に通っていませんが、この道路よりも高いですか。低いですか。現状は。

- 委員 現状は低いですね。
- 委員 低い。現場は低いですか。
- 委員 はい。
- 委員 それで道路の面まで上げて、ちょうどになるのですか。
- 委員 いや、道路の面というよりも、隣接の農地が7メートルあるから、そこまで上げてしまいたいと。
- 議長 もう1つ左側のところが高いということだね。そこまで上げたいという。
- 委員 そうです。77ページにあります道、このずっと真っすぐ行った、今回の形状変更しようとする土地よりも高いところにあります。そして、結局形状変更に当たる部分については低いので、それでそこだけ水はけが悪いというのがありますし、もう1つ隣接する左側の部分が、前に形状変更でしていますので、それでそこまで上げてしまいたいという話です。
- 議長 よろしいですか。
- 委員 はい。
- 議長 ほかに、質問等ございますか。よろしいですか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 それでは報告第1号の番号1番、農地の形状変更届について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

- 議長 続きまして、報告第2号については、既に報告しましたので、報告第3号、公共工事の届出について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号、番号1番、番号2番朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 補足又は質問等、ございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ないようですので、報告第3号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第4号 ～

- 議長 続きまして、報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、事務局説明をお願いします。
- 事務局 報告第4号、番号1番朗読。
- 議長 事務局の説明が終わりました。
- 補足又は質問等はございませんか。
- （「意見なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 ないようですので、報告第4号、認定電気通信事業者による届出について、御承知おきください。

～ 報告第5号 ～

○議長 続きまして、報告第5号、農業経営改善計画の認定について、別紙になりますが、御確認ください。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 報告第5号、番号1番、番号2番朗読。

○議長 質問等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 報告第5号、農業経営改善計画の認定について、御承知おきください。

～ 協議第1号 ～

○議長 続きまして、協議第1号、令和5年度丹波市農業振興施策に関する意見についてを議題とします。資料は、別冊になっております。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議第1号朗読。

○議長 この件につきまして、農業施策検討委員会の委員長より、説明をお願いします。

○委員 各地域より、8名の委員さんが集まっていたいただき、地域の施策について、検討いたしました。様々な意見が出ましたが、毎回たくさんの意見を盛り込んだ中で、どこまで行政に聞いていただけるだろうということ、分かりやすく明確にポイントを絞って、意見をまとめようということになりまして、そこにあります4つの点で、絞り込んでおります。

1つは、現在、農業に従事されている方に対して、どのような補強や援助をしていくか。

それから、第2点は、今後農業をしていく後継者ですね。新規就農者も含め、どう支援していくか。

第3点としては、我々農業委員会の大きな課題である、この農地の管理について、どうしていくか。

それから第4点については、農業委員会をサポートしていただいている農業委員会事務局について、どういうふうな意見をもっていくかというようなことに絞って、話し合いをしました。

第1点の魅力ある農業ということですが、2つの点で、意見を述べております。

1つは、農産物の展示会、商談会への出展ということが1つで、第2点は、乾燥費用の助成ということで、これはお米、大豆や小豆等も含め、意見が出ております。

この農産物の展示会に関しては、一部の団体や認定農業者に関しては、補助等も出ております。ただし個人で農業の事業を拡大したい場合、この展示会に出展して、自らの農産物の販売を有利にしていくには、かなりのコストがかかるので、この部分を行政のほうからバックアップしてもらったらどうかというようなことで、まとまっております。

それから第2点の部分は、ウクライナ・ロシア等の問題もありまして、化学肥料の高騰であるとか、それから地域の高齢化に伴って、お米の価格も変わらない中で、かなりコストが上がって、利益が薄くなっている中、どの部分を行政からバックアップしてもらうべきかということ、話し合いまして、実はこの化学肥料に関しては、既に行政が予算を出されて、肥料に関してはバックアップする体制は、徐々に整っております。

それ以外のところですね。乾燥調製に関して、ここにはJA等と書きましたが、JA以外の団体があれば、そういったところも含めて、このコストを行政からバックアップしてもら

ことで、利益薄になっているお米、大豆や小豆の利益を上昇させていくかということ、行政も含め考えていくべきだということで、まとまっております。

第2点は、この農の学校というところに焦点を当てていますが、農の学校では、生徒を育ててはいるのですが、フォローがないわけですね。で、各地域で耕作放棄地も増えて、今後の後継者を考えた中で、こういった若者が丹波地域に定着してもらうということ、しっかり考えていかないと、ただ学校で教えるというだけでは十分じゃないのではないかと。卒業した後も、行政としてフォローをしていって、販売先も含めて、検討すべしということで、第2点に書いております。

第3点は、これからの農地に対しての地域計画というものが検討されている中、農業委員会も含め、市の人・農地プラン推進員さんと農地利用最適化推進委員の協力体制の下で、これを実現すべきだということが書いています。

第4点は、実は丹波市にはかなりの農地があって、農業案件の広い中で、次から次に色々な農地の計画であるとか、負担が事務局にきているので、増員をしていただきたいということでまとまっております。

意見は、一度、地域委員会で確認いただいたと思いますが、その意見も踏まえた上で、多少の手直しをして、提案をさせていただいております。

地域からの鳥獣害の問題とか、そういった様々な意見もありましたが、これは市長と対面する当日に、各地域の委員さんから発言していただくということで、まとまっていますので、さらに意見がある方は、地域選出の委員さんに意見を言うていただいて、提出の場でもさらなる意見が述べられるようにしていけたらいいかなというふうに思っております。

○議長 ただいま報告をいただきました意見書案につきましては、これまでそれぞれの地域委員会等で、御協議いただいておりますというふうに思いますが、今特別にこれだけは言っておきたいというような内容のものがございましたら、発言いただきたらと思っておりますが、何かございますか。

○○委員。

○委員 ここには載っていないんですけど、今ありました鳥獣害の対策なんですけど、狩猟期間が始まる11月からは、箱罠が撤去されるんですけど、僕は、撤去せずずっと年間で置いてもらうほうがいいと思うんですけど、1頭でも取れる可能性があるんで。できたらそれを、狩猟期間も箱罠設置のほうの、いうことで、ちょっと意見を言うてほしいんですけど。

○議長 先ほどの委員長のほうからありましたように、それも含め、当日意見書と合わせて、地域選出の委員さんから発言いただくということで、よろしいでしょうか。

ほかにこれだけは言っておきたいということは、大丈夫でしょうか。

それでは、ないようでしたら、この意見書案を本年度の意見書として提出するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、この内容で提出させていただきたいと思っております。

なお、提出につきましては、御案内にもあるんですけど、11月4日午後、氷上住民センターのほうで、農業施策の委員さん、それから正副会長のほうで、市長のほうに提出させていただく手はずになっておりますので、よろしく御承知ください。

それでは、議事のほうはこれで終了になりますが、何か御質問、御意見等がありますか。

〇〇委員。

○委員 すいません。最初に会長がおっしゃっていた来年4月1日以降ですけれども、下限面積の撤廃の件ですけれども、これは農地法から削除されるのか。丹波市は丹波市で、各市町で対応が異なるのか。

○議長 事務局。

○事務局 失礼します。事務局でございます。

下限面積撤廃後に、各市町で3条の取り扱いが異なるのか、恐らくそういう質問であろうかと思えます。各市町で取扱いが違うということはございません。全国一律でございます。

ただ1点、今日も運営委員会でもお話をさせていただきました。審査においては、下限面積以外の要件と、新たに地域計画、現在の人・農地プランですけれども、その達成に支障がないことという要件があります。その要件をどう判断するかについては、今後農水省がガイドラインで整理することになっていきますので、現時点でそこは未確定な部分です。

○議長 恐らく決定前に説明会が設けられるものと承知しておりますので、またよろしくお願ひします。

事務局。

○事務局 (事務連絡)

○議長 それでは、本日の会議はこれで終了したいと思います。

日々寒くなっておりますので、それぞれ体に気をつけていただいて、農業委員会活動にご精励いただけたらと思います。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和4年10月26日

議 長 ㊟

議事録署名委員（20番委員） ㊟

議事録署名委員（21番委員） ㊟
